

別冊 参考資料

特別職給料、報酬の特例減額（給与カット）の状況

○特別職給料、報酬の特例減額率（給与カット率）の推移

特別職	区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		(集中改革期間)										
特別職	知事	給料	▼H14.7.1～									
		期末手当	5%	10%								
	副知事	給料	5%	7%		20%					25%	
		期末手当				15%					20%	
	出納長	給料	5%	7%								
		期末手当				15%						
	常勤の 監査委員	給料		7%								
		期末手当				15%					18%	
	教育長	給料		7%								
		期末手当				15%					18%	
	病院事業 管理者	給料										
		諸手当						15%			18%	
特別職	行政委員									10%		
特別職	議長	報酬	▼H14.7.1～									
		期末手当	5%	10%		20%			20%	20%	20%	
	副議長	報酬	5%	7%								
		期末手当				15%			15%	15%	15%	

定員削減計画の状況について

人 事 課

1 定員削減計画の経緯

- (1) 平成14年10月 新行政システム推進計画〔H14～H18〕
 <H15年4月～H24年4月の10年で一般行政部門の職員を中心に500人削減>
- (2) 平成17年3月 中期財政改革基本方針〔H16～H18〕を踏まえ計画を見直し
 <10年で「1000人」の削減に修正>
- (3) 平成19年10月 財政健全化基本方針に500人程度の追加削減を明示
 <H15年4月～H29年4月 約5,100人 → 約3,600人: ▲1,500人>

2 これまでの削減状況

		H14.4	～H17.4	～H18.4	～H19.4	～H20.4	～H21.4	～H22.4	～H23.4	～H24.4	～H29.4
計 画	削減数		▲259	▲91	▲77	▲130	▲148	▲94	▲101	▲100	▲500
	累計削減数		▲259	▲350	▲427	▲557	▲705	▲799	▲900	▲1,000	▲1,500
	職員数	5,095	4,836	4,745	4,668	4,538	4,390	4,296	4,195	4,095	3,595
実 績	退職減		▲444	▲140	▲169	▲186	▲191	▲173	▲167		
	採用増		185	23	34	36	58	86	122		
	削減数		▲259	▲117	▲135	▲150	▲133	▲87	▲45		
	累計削減数		▲259	▲376	▲511	▲661	▲794	▲881	▲926		
	職員数	5,095	4,836	4,719	4,584	4,434	4,301	4,214	4,169		

(参考)部門別人員推移

	H14	H23	増減
一般行政	4,154	3,332	▲822
教育	665	578	▲87
警察	276	259	▲17
合計	5,095	4,169	▲926

3 今後の削減にあたっての基本的な考え方

- (1) 現在進めている「内部管理事務改革」、「現業業務の見直し」を、県民サービスの低下を招かないよう留意しながら進める。
- (2) さらに、今後の財政健全化の取組みを踏まえながら、必要な事務事業見直しを検討する。

職員の給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成 23 年 10 月 24 日
島根県人事委員会

1. 報告・勧告のポイント

職員給与水準と県内民間給与水準を均衡させるため、月例給、特別給ともに引下げ

- ① 月例給の引下げ (△1.95%)
- ② 期末・勤勉手当 (ボーナス) の引下げ (△0.15 月分)

2. 職員給与と民間給与との比較

企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上の県内 117 民間事業所の個人別給与を实地調査

(1) 月例給 ~ 役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比し、精密に比較 (ラスパイレス方式) ~

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 A - B (A-B)/B×100
370,429 円	377,808 円	△ 7,379 円 (△1.95%)
行政職の平均年齢 44.5 歳		

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

※民間給与は昨年 (370,200 円) と比べて 229 円増加

(2) 特別給 (ボーナス) ~ 民間の昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間の支給実績と比較 ~

民間の特別給 (A)	職員の期末・勤勉手当 (B)	差 (A-B)
3.68 月分	3.85 月分	△0.17 月分

※民間の特別給は昨年 (3.61 月分) と比べて 0.07 月分増加

3. 勧告の内容

(1) 月例給 【公民較差△7,379 円 (△1.95%) を解消】

○給料月額引下げ (医療職給料表(1) (医師・歯科医師) を除く。)

○55 歳を超える職員に対する給与の抑制措置 (△1.5%) [前年度と同様の勧告]

【行政職の平均改定額・改定率】

区 分 内 訳	行政職	
	改定額	改定率
給 料	△7,250 円	△1.92%
諸 手 当	△129 円	△0.03%
合 計	△7,379 円	△1.95%
現 行 給 与 月 額	377,808 円	
勧 告 後 の 給 与 月 額	370,429 円	

(2) 期末手当・勤勉手当 【県内民間の支給割合 3.68 月分と均衡】

○期末手当・勤勉手当を引下げ (△0.15 月分)

(一般の職員の支給月数)

	6 月期	12 月期	年間計
期末手当	1.1 月 (現行 1.15 月)	1.3 月 (現行 1.35 月)	3.7 月
勤勉手当	0.65 月 (現行 0.675 月)	0.65 月 (現行 0.675 月)	(現行 3.85 月)

(3) 経過措置額の廃止について

○人事院勧告に準じて平成 18 年度給料表の切替に伴う経過措置額を廃止

○平成 24 年度は経過措置額として支給されている給料の半額 (上限 1 万円) を減額して支給し、平成 25 年 4 月 1 日に廃止

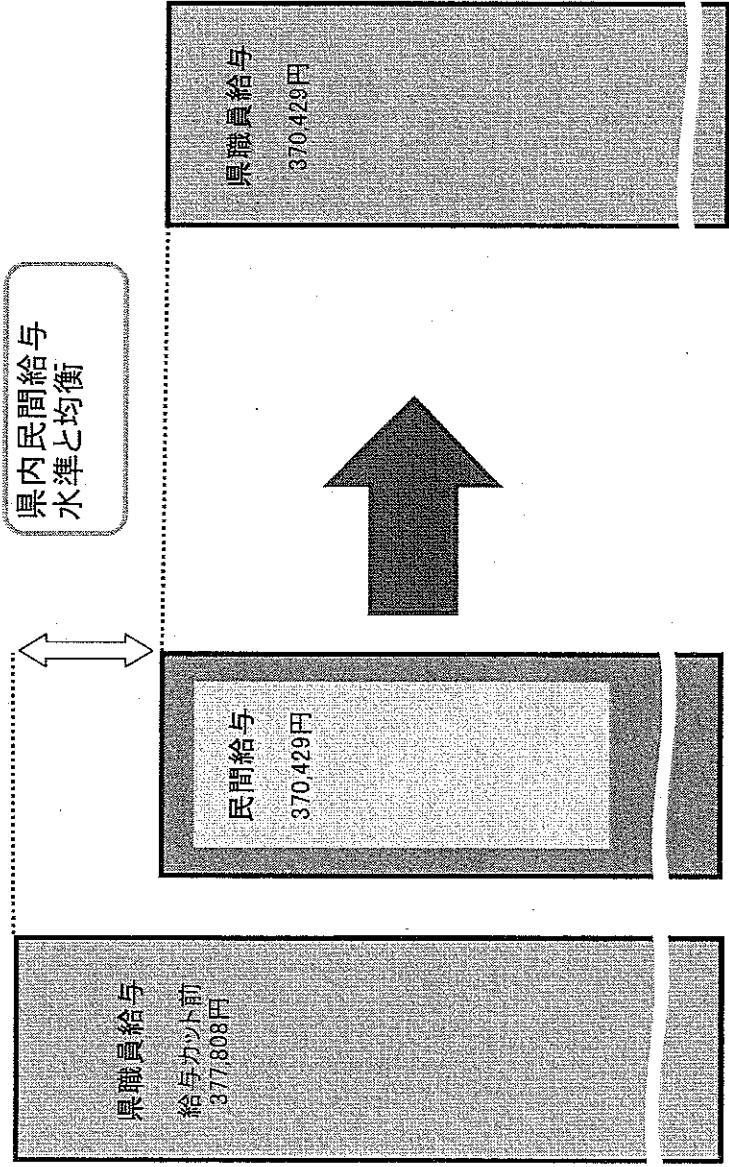
(4) 実施時期

○平成 24 年 4 月 1 日から実施

県内民間給与水準に準拠した給与改定(月例給与)

平成23年度末に給与カット期間の期限が到来することを機に、県職員給与を県内民間給与水準と均衡させることとしました。

月例給与のイメージ図



現 行

勧 告 後

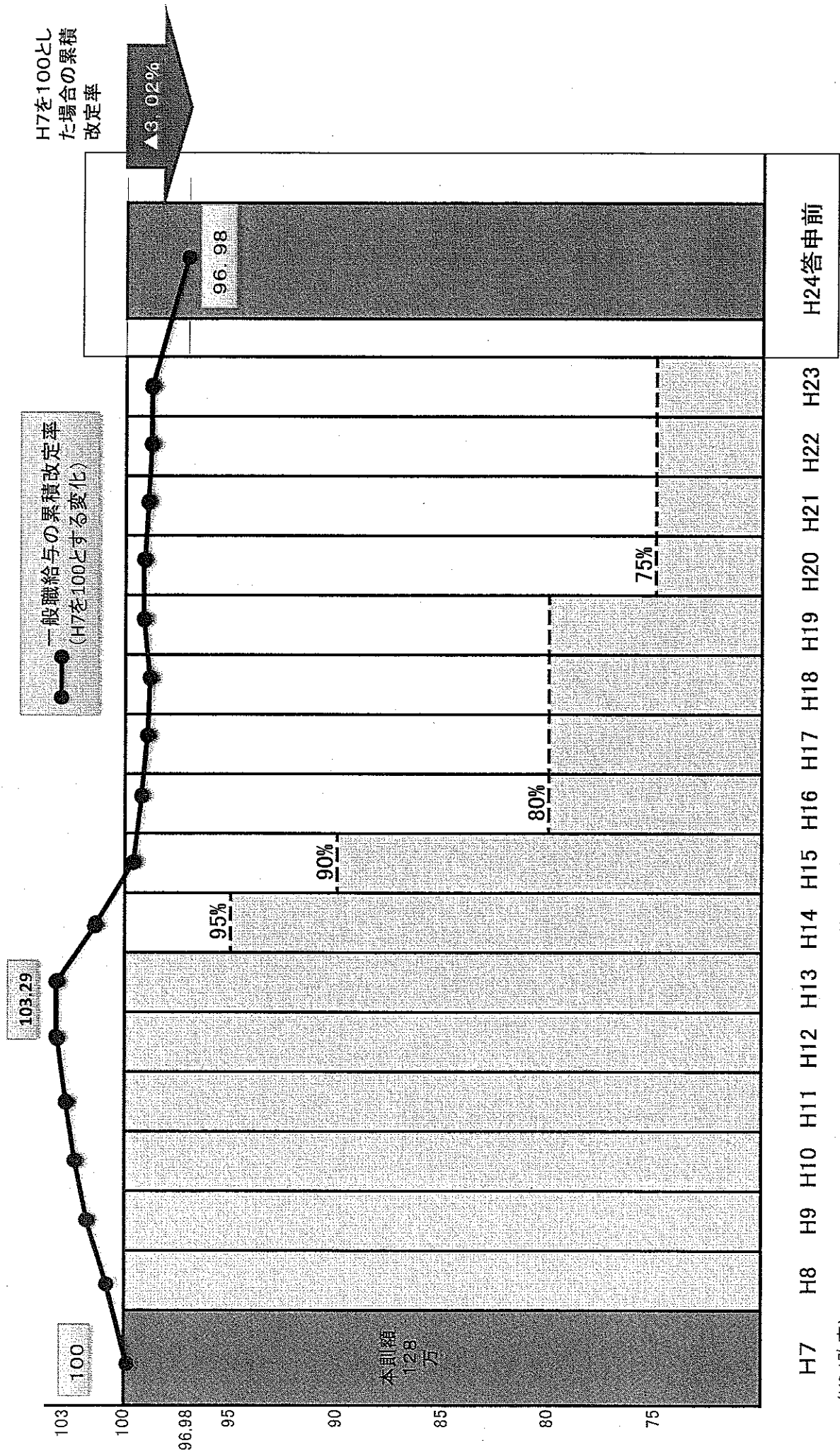
直近3カ年(平成21年度以降)に給料・報酬の改定を行った都県の状況

H24.1現在

県名	改定年月日 (前回改定)	改定金額(単位:千円)				改定金額算出の考え方等	
		知事	副知事	議長	副議長		議員
群馬	H22.4.1 (H6.10.1)	▲20	▲20	—	—	—	知事、副知事については類似団体との均衡を考慮し改定。 議員については、全国順位が低位なことから据え置き。
東京	H23.4.1 (H22.4.1)	▲17	▲14	▲4	▲3	▲3	職員の改定率を元に改定。
山梨	H22.12.1 (H9.1.1)	▲10	▲10	▲10	▲10	▲10	職員の改定率を元に改定。
静岡	H23.12.1 (H21.12.1)	▲11	▲9	▲9	▲8	▲7	職員の改定率を元に改定。
奈良	H23.12.1 (H22.12.1)	▲4	▲3	▲3	▲3	▲2	職員の改定率を元に改定。
鳥取	H24.1.1 (H22.1.1)	▲7	▲5	—	—	—	職員の改定率を元に改定。 (※議員報酬については、有識者会議の議事対象外。)
高知	H22.4.1 (H18.4.1)	▲20	▲10	▲10	▲10	▲10	類似団体との均衡を考慮し改定。
鹿児島	H23.8.1 (H8.4.1)	▲70	▲60	—	—	—	類似団体との均衡を考慮し改定。 (議員は24年4月から改定実施予定)

※H24.1人事課調べ

知事の給料・特例減額の状況と答申イメージ (H7改定後を100とした場合)

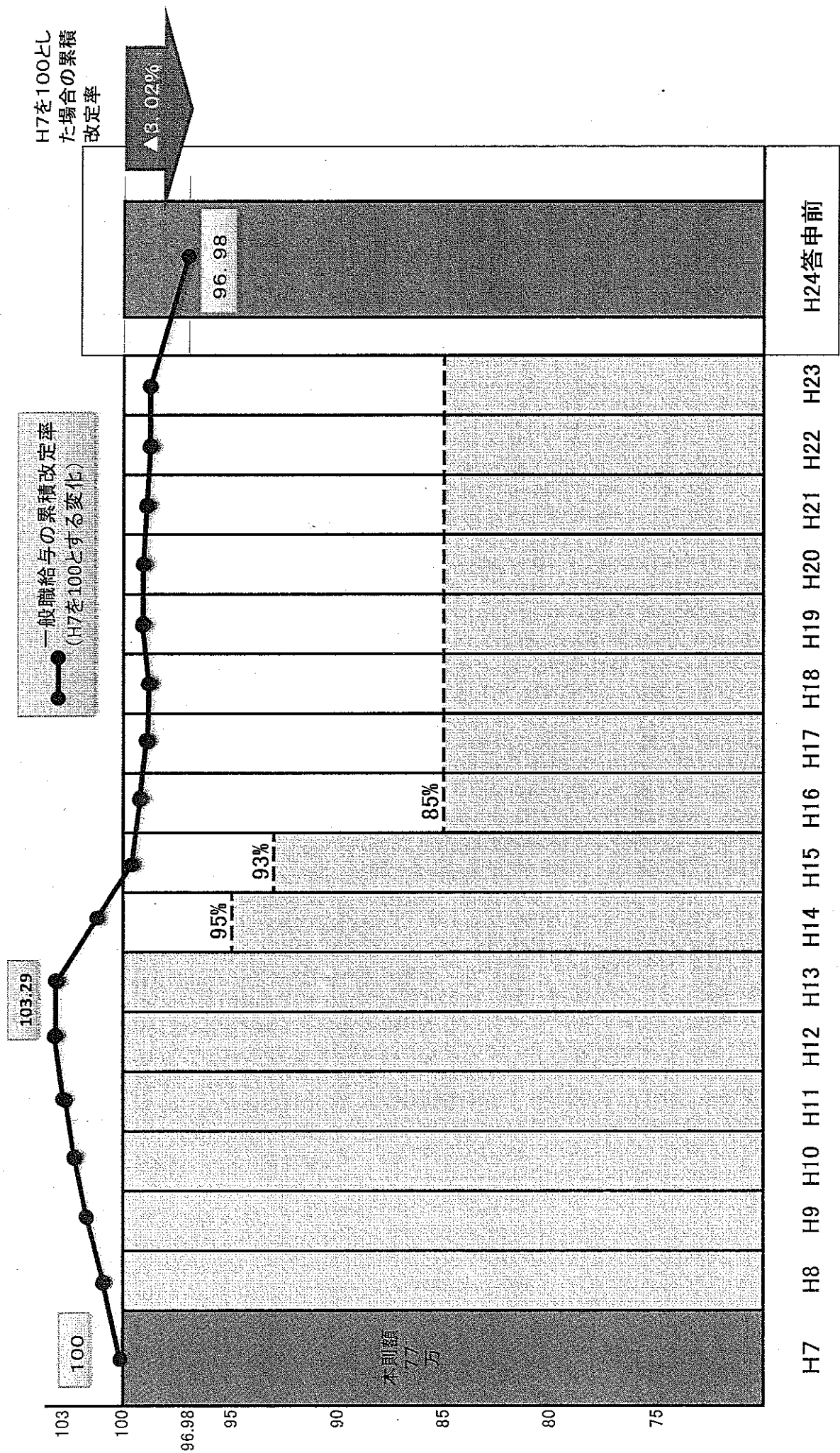


(H8.1改定)

(7月～) (4月～)

(4月～)

議会議員の報酬・特例減額の状況と答申イメージ (H7改定後を100とした場合)



(4月～)

(7月～) (4月～) (4月～)

(H8.1改定)

知事・議員等の年収試算

○知事・副知事

	A: 給料月額	B: 期末手当(年額) (A×1.45×2.9月)	年収 (A×12+B)
知事	現行	5,382,400	20,742,400
	累積改定率適用	5,214,200	20,094,200
	差額	▲168,200	▲648,200
副知事	現行	4,205,000	16,205,000
	累積改定率適用	4,078,850	15,718,850
	差額	▲126,150	▲486,150

○議長・副議長・議員

	A: 報酬月額	B: 期末手当(年額) (A×1.45×2.9月)	年収 (A×12+B)
議長	現行	4,036,800	15,556,800
	累積改定率適用	3,910,650	15,070,650
	差額	▲126,150	▲486,150
副議長	現行	3,511,175	13,531,175
	累積改定率適用	3,406,050	13,126,050
	差額	▲105,125	▲405,125
議員	現行	3,237,850	12,477,850
	累積改定率適用	3,153,750	12,153,750
	差額	▲84,100	▲324,100

※試算の前提

期末手当の支給月数は平成23年度の年間支給月数を適用